

感染対策指針

1 院内感染対策指針の目的

この指針は、医療関連感染の予防、および感染症の患者に対する医療に関わる基準を定めることにより、適切かつ安全で質の高い医療の提供を図ることを目的とする。

2 院内感染対策に関する基本的な考え方

当院における医療関連感染対策は、スタンダードプリコーションの観点に基づいた医療行為を実践し、個別および病院内外の感染情報を広く共有し、その危険および発生に迅速に対応する。また、医療関連感染が発生した場合は速やかにその原因を究明し改善を行う。そして、医療関連感染対策の必要性・重要性を全職員

3 医療関連感染対策のための委員会組織に関する基本事項

1. 感染対策委員会（ICC：Infection Control Committee）

医療関連感染対策に関する院内全体の問題点を把握し、改善策を講じ感染管理活動の中核的役割を担う。委員会は、病院長・副院長（ICD）・看護部長・事務長・薬剤科科長・臨床検査科科長・感染管理認定看護師（CNIC）、洗浄・滅菌消毒部門・給食部門その他委員会が必要と認めたもので構成する。委員会は月1回

2. 感染対策チーム（ICT：Infection Control Team）

医療関連感染対策の実働チームとして、院長の指名を受けて次の者で構成する。感染制御医師（ICD）・医師・感染管理担当看護師2名（CNIC1名）・薬剤師（2名）・臨床検査技師（2名）・事務職員（1名）で構成する。感染対策チームは、組織横断的感染管理活動を行い医療関連感染対策における、情報収集と感染防

3. 各部署・部門感染対策委員（リンクスタッフ）

自部署の感染対策の現状や、問題の把握および感染対策の推進・指導・教育・改善を率先して遂行する。また、感染対策チームと連携をして医療関連感染の防止に努める。各病棟1名、リハビリテーション科、放

4 医療関連感染防止対策のための職員の研修に関する基本指針

1. 医療関連感染対策のための基本的な考え方、具体的な役割の自覚を目的とし病院職員への研修を推進し、医療関連感染対策に対する意識の向上を図る。
2. 全職員対象の研修会を年2回開催する。必要に応じては、随時開催とする。
3. 院外での感染対策を目的とした研修会、研修会、講習会の開催情報については、公表し、職員の参加を促す。

5 院内感染症の発生状況の報告に関する基本事項

院内で発生した感染症の発生状況や原因に関するデータを継続的かつ組織的に収集し、的確なターゲットサーベイランスを実施する。フィードバックを、感染対策委員会と関連部署へ行う。当院検査科は、1週毎に感染情報レポートを作成し分析、発生状況の報告をおこなう。また、感染対策チーム（ICT）は毎週1回 院

6 アウトブレイク時の対応に関する基本事項

院内の各領域別の微生物の分離率ならびに感染症の発生動向から、医療関連感染のアウトブレイク、あるいは異常発生をいち早く特定し制圧の初動体制を含め迅速な対応がなされるよう、感染に関わる情報管理を適切に行う。院内感染が発生した場合、またその疑いがある場合は院内感染対策担当者へ報告・状況の確認、

7 地域医療機関との連携に関する基本方針

ICTは、連携医療機関で開催される「院内感染対策に関するカンファレンス」に年4回以上参加をする。また、院内だけで対応・判断が難しい感染および疑義が発生した場合は、ICTが連携医療機関との連携を取り合

8 医療関連感染対策指針の閲覧に関する基本指針

医療関連感染対策指針は、患者・家族が閲覧できるように病院ホームページに公開する。職員に関しては、院内LAN上の文書管理へ置くこととする。また、患者・その家族から閲覧の求めがあった場合は、これを公開

9 患者および家族に対する基本方針

医療関連感染対策は、患者・家族・死後者の協力と共に実践しなければならぬことであることが、情報提供・改善活動の前提条件である。

10 その他医療関連感染対策推進のための基本指針

1. 感染対策マニュアルの遵守

職員は、院内に配置されてある感染対策マニュアル内の感染対策を実施し、感染予防に努める。

2. 感染対策マニュアルは、必要に応じて改訂を行い職員に周知徹底を行う。

3. 職員は、感染対策上の疑問が生じた場合、委員会に意見を求めることができる。

以上この院内対策指針は、平成 26年 3月 1日より施行する。

改訂履歴

平成19年 4月1日作成

平成23年10月1日改訂

平成25年10月1日改訂

平成26年 3月1日改訂

平成27年 3月1日改訂